

令和2年度の検査結果及び総合的な評定

令和3年5月19日
原子力規制庁

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第61条の2の2第7項の規定により、原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき、事業者の検査の実施や保安の措置等の安全活動について総合的な評定をするものとされている。評定にあたっては、同条第8項の規定により、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者の安全活動について改善が図られているかどうかについても勘案することとされている。令和2年度の原子力規制検査の結果に基づいて実施した総合的な評定及び令和3年度の検査計画について報告する（令和2年度検査実績は別紙1参照）。

また、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所について、実施要領¹に基づき、令和2年度の実施計画検査²の結果及び令和3年度の計画に係る検査報告書を作成したことからあわせて報告する。

1. 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定及び検査計画

(1) 実施方針

総合的な評定は、原子力規制検査等実施要領に基づき以下の方針により実施した。

- 規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年1回行う。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、原子炉ごとに評定を行う。なお、政令第41条非該当施設等に対する評定は、原子力規制検査の基本検査を実施した施設について行う。
- 事業者の安全活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかを評価する。各監視領域の評価は、安全実績指標³及び検査指摘事項の重要度評価を踏まえる。

(2) 各原子力施設の総合的な評定

各原子力施設の総合的な評定は、安全実績指標及び検査指摘事項の重要度評価を踏まえ、別紙2のとおりとしたい。総合的な評定の概要は以下のとおりである。

¹ 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（原規規発第2002124号）

² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条の3第7項の検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第18条の2第1項第2号に規定する検査（施設定期検査）、同第3号に規定する検査（保安検査）及び同第4号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

³ 安全実績指標の項目については参考資料を参照。令和2年度の安全実績指標一覧は以下で公開している。

<https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/pi.html>

①検査指摘事項が確認されなかった施設

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」⁴であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

②「緑、S L IV」の検査指摘事項が確認された施設⁵

- 検査指摘事項が確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。⁶
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

- 第3四半期において確認された原子力施設安全及び放射線安全関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」（6号機）であった。また、核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、S L III」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。
- 第4四半期において確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、S L I」であった。この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。
- なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年度第3回原子力規制委員会（令和3年4月14日）において、検査対応区分が通常第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。
- 安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- 対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

④電源開発株式会社大間原子力発電所（建設中）、政令第41条非該当施設等

- 検査指摘事項が確認されなかった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問

⁴ 核燃料施設等の安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

⁵ 核燃料施設等については、「指摘事項（追加対応なし）」の検査指摘事項が確認された施設。

⁶ 核燃料施設等については、安全重要度及び安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

題は確認されなかった。

○対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

(3) 令和3年度の検査計画

各原子力施設の総合的な評定等を踏まえ、令和3年度の検査計画は、別紙3のとおりとしたい。検査計画の概要は以下のとおりである。

①検査指摘事項が確認されなかった施設

令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

②「緑、S L IV」の検査指摘事項が確認された施設⁷

令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす(核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする)とともに、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に基づく追加検査を行う。

④電源開発株式会社大間原子力発電所(建設中)、政令第41条非該当施設等

令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。なお、政令第41条非該当施設等については、別紙3の施設を対象として行う。

(4) 総合的な評定の通知について

総合的な評定については、法第61条の2の2第9項の規定及び原子力規制検査等実施要領に基づき、別紙4のとおり、事業者等に結果を通知するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載することとしたい。

2. 福島第一原子力発電所の実施計画に基づく検査結果及び検査計画

令和2年度実施計画検査結果及び令和3年度検査計画については、別紙5のとおりとしたい。

令和2年度実施計画検査の中で、施設定期検査については、実施計画に定められた性能を有していることを確認した。また、保安検査においては、8件の検査指摘事項があり、いずれも軽微な違反と評価した。核物質防護検査では、実施計画違反はなかった。

⁷ 核燃料施設等については、「指摘事項(追加対応なし)」の検査指摘事項が確認された施設。

令和3年度実施計画検査の計画においては、令和2年度第70回原子力規制委員会（令和3年3月31日）で了承された令和3年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針⁸に基づき策定した。特に、保安検査においては、令和2年度の検査指摘事項で多かった放射線管理に係る事項などについて検査を行う。

（添付資料）

- 別紙1 令和2年度検査実績
- 別紙2 令和2年度原子力規制検査の総合的な評価
- 別紙3 令和3年度検査計画
- 別紙4 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について(案)
- 別紙5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所令和2年度検査結果及び令和3年度検査計画

⁸ <https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000628.html>

令和 2 年度原子力規制検査の総合的な評価

原子力施設		総合的な評価※1	通知文(別紙4)の別紙	
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機	①	別紙2-1
		2号機	①	別紙2-1
		3号機	①	別紙2-1
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号機	①	別紙2-2
		2号機	②	別紙2-4
	女川原子力発電所	1号機	①	別紙2-3
東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所	1号機	②	別紙2-5
		2号機	②	別紙2-5
		3号機	②	別紙2-5
		4号機	②	別紙2-5
	柏崎刈羽原子力発電所	1号機	③	別紙2-6
		2号機	③	別紙2-6
		3号機	③	別紙2-6
		4号機	③	別紙2-6
		5号機	③	別紙2-6
		6号機	③	別紙2-7
		7号機	③	別紙2-6
日本原子力発電株式会社	東海発電所	—	①	別紙2-8
	東海第二発電所	—	②	別紙2-9
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号機	②	別紙2-10
		2号機	②	別紙2-10
		3号機	②	別紙2-10
		4号機	②	別紙2-10
		5号機	②	別紙2-10
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号機	①	別紙2-11
		2号機	①	別紙2-11
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	1号機	②	別紙2-12
		2号機	②	別紙2-12
関西電力株式会社	美浜発電所	1号機	①	別紙2-13
		2号機	①	別紙2-13
		3号機	②	別紙2-14
	大飯発電所	1号機	①	別紙2-15
		2号機	①	別紙2-15
		3号機	②	別紙2-16
		4号機	②	別紙2-16
	高浜発電所	1号機	②	別紙2-17
		2号機	②	別紙2-17
		3号機	②	別紙2-18
		4号機	②	別紙2-19
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機	②	別紙2-20
		2号機	②	別紙2-21
		3号機	②	別紙2-22
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機	②	別紙2-23
		2号機	②	別紙2-23
		3号機	②	別紙2-24
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機	①	別紙2-25
		2号機	①	別紙2-25
		3号機	②	別紙2-26
		4号機	②	別紙2-26
九州電力株式会社	川内原子力発電所	1号機	①	別紙2-27
		2号機	②	別紙2-28

電源開発株式会社	大間原子力発電所	—	④	別紙 2-29	
日本原燃株式会社	再処理事業所再処理施設		①	別紙 2-30	
	再処理事業所廃棄物管理施設		①	別紙 2-30	
	濃縮・埋設事業所加工施設		①	別紙 2-30	
	濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設		①	別紙 2-30	
	再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設		①	別紙 2-30	
公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-31	
	東海保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-31	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	大洗研究所の廃棄物管理施設		①	別紙 2-32	
	核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（南地区）高速実験炉（常陽）		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（北地区）HTTR（高温工学試験研究炉）		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 JRR-3		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	核燃料サイクル工学研究所再処理施設		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（北地区）JMTR（材料試験炉）		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 JRR-2		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 JRR-4		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（南地区）DCA（重水臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	新型転換炉原型炉ふげん		①	別紙 2-32	
	高速増殖原型炉もんじゅ		①	別紙 2-32	
	人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	人形峠環境技術センター加工施設		①	別紙 2-32	
	青森研究開発センター原子力第 1 船原子炉施設		①	別紙 2-32	
	日本核燃料開発株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙 2-33
	三菱原子燃料株式会社	加工施設		①	別紙 2-34
ニュークリア・デベロップメント株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙 2-35	
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科	原子力専攻東京大学原子炉（弥生）		①	別紙 2-36	
学校法人五島育英会	東京都市大学原子力研究所		①	別紙 2-37	
株式会社日立製作所	王禅寺センタ HTR		①	別紙 2-38	
東芝エネルギーシステムズ株式会社	TTR-1		①	別紙 2-39	
	原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設		①	別紙 2-39	
	原子力技術研究所 NCA		①	別紙 2-39	
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	加工施設		①	別紙 2-40	
学校法人立教学院立教大学	原子力研究所		①	別紙 2-41	
学校法人近畿大学	原子力研究所 UTR		①	別紙 2-42	
国立大学法人京都大学	複合原子力科学研究所 KUCA		①	別紙 2-43	
	複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-43	
	複合原子力科学研究所 KUR		①	別紙 2-43	
原子燃料工業株式会社	東海事業所加工施設		①	別紙 2-44	
	熊取事業所加工施設		①	別紙 2-44	
リサイクル燃料貯蔵株式会社	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設		②	別紙 2-45	
一般財団法人電力中央研究所	横須賀運営センター材料分析棟核燃料物質使用施設		④	別紙 2-46	
柴田陶器株式会社	核原料物質の使用施設		④	別紙 2-47	

国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター核燃料物質使用施設	④	別紙 2-48	
住友化学株式会社	千葉工場袖ヶ浦地区核燃料物質使用施設	④	別紙 2-49
	愛媛工場新居浜地区核燃料物質使用施設	④	別紙 2-49
株式会社藤井製作所千葉工場核燃料物質使用施設	④	別紙 2-50	
島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センター核燃料物質使用施設	④	別紙 2-51	
有限会社ケイビシイセラックスジャパン核原料物質の使用施設	④	別紙 2-52	
三井化学株式会社大阪工場核燃料物質使用施設	④	別紙 2-53	
山口耐火有限会社核原料物質の使用施設	④	別紙 2-54	
愛媛県原子力センター核燃料物質使用施設	④	別紙 2-55	
コニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイト核原料物質の使用施設	④	別紙 2-56	
ラジエ工業株式会社本社工場核燃料物質使用施設	④	別紙 2-57	
株式会社UACJ名古屋製造所核燃料物質使用施設	④	別紙 2-58	
三津和化学薬品株式会社核燃料物質使用施設	④	別紙 2-59	
東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンター核燃料物質使用施設	④	別紙 2-60	
学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設	④	別紙 2-61	
キンダ化学株式会社三田事業所核燃料物質使用施設	④	別紙 2-62	
生野株式会社社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設核燃料物質使用施設	④	別紙 2-63	
九州電力株式会社玄海原子力発電所核燃料物質使用施設	④	別紙 2-64	
美濃顔料化学株式会社核原料物質の使用施設	④	別紙 2-65	

※1 総合的な評定

①検査指摘事項が確認されなかった施設

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

②「緑、S L IV」の検査指摘事項が確認された施設²

- 検査指摘事項が確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。³
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

- 第3四半期において確認された原子力施設安全及び放射線安全関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」（6号機）であった。また、核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、S L III」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。
- 第4四半期において確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、S L I」であった。この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。
- なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年度第3回原子力規制委員会（令和3年4月14日）において、検査対応区分が通常の第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。
- 安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- 対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

④電源開発株式会社大間原子力発電所（建設中）、政令第41条非該当施設等

- 検査指摘事項が確認されなかった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

¹ 核燃料施設等の安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

² 核燃料施設等については、「指摘事項（追加対応なし）」の検査指摘事項が確認された施設。

³ 核燃料施設等については、安全重要度及び安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

北海道電力株式会社泊発電所 1号機、2号機、3号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が北海道電力株式会社泊発電所1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社女川原子力発電所 1号機、3号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が東北電力株式会社女川原子力発電所1号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。
なお、1号機に対しては、令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東北電力株式会社女川原子力発電所 2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○女川原子力発電所 2号機 不適切な表面汚染密度測定による作業員の内部被ばく（緑、S L IV）【第 1 四半期】

適切な表面汚染密度測定及び被ばく防護対策が実施されておらず、作業員に意図しない内部被ばくが発生した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項4件が確認された。

【核物質防護関係】

- 福島第二原子力発電所における物理的防護に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第1四半期】
- 福島第二原子力発電所における立入承認に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第4四半期】
- 福島第二原子力発電所における物理的防護に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第4四半期】
- 福島第二原子力発電所における立入承認・出入管理に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第4四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が4件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

【核物質防護関係】

- 柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用（白、SLⅢ）【第3四半期】
- 柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失（赤、SLⅠ）【第4四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

- 柏崎刈羽原子力発電所7号機 新たに技術基準への適合性が求められる溶接部における機械試験の未実施について
- 柏崎刈羽原子力発電所7号機 蓄電池室（区分Ⅳ）内における感知器の不適切な箇所への設置について

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が2件確認され、第3四半期に確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、SLⅢ」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。

第4四半期に確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、SLⅠ」であり、この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年4月14日、第3回原

原子力規制委員会において、検査対応区分が通常の第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。

安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○柏崎刈羽原子力発電所 6号機 安全処置の不備による使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ (B) の自動停止 (緑、S L IV) 【第 3 四半期】

使用済燃料プール冷却浄化系の弁を駆動部の点検のために開操作したところ、系統流量が一時的に上昇して運転中の使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ (B) がインターロックにより停止して使用済燃料プールの冷却が停止した。

【核物質防護関係】

○柏崎刈羽原子力発電所における I D カードの不正使用 (白、S L III) 【第 3 四半期】

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失 (赤、S L I) 【第 4 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 3 件確認され、第 3 四半期に確認された原子力施設安全及び放射線安全関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であった。

核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、S L III」であり、この評価を受け、対応区分を第 1 区分から第 2 区分へ変更した。

第4四半期において確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、SLI」であり、この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年4月14日、第3回原子力規制委員会において、検査対応区分が通常第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。

安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社東海発電所
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社東海発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設については、平成 1 3 年 6 月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了し、平成 1 8 年 6 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社東海第二発電所
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社東海第二発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○東海第二発電所における一時立入者の高放射線区域への未許可立入り（緑、S L IV）【第 3 四半期】

一時立入者による作業観察において、一時立入者の案内者の発電所員は、安全管理室放射線・化学管理グループマネージャーの許可を得ないで、高放射線区域の廃液中和タンク室に一時立入者を入域させた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中部電力株式会社浜岡原子力発電所 1号機、2号機、3号機、4号機、5号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機及び2号機については、平成21年11月に廃止措置計画が認可され、1号機は平成25年1月、2号機は平成27年2月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了している。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【核物質防護関係】

○浜岡原子力発電所における立入承認に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第4四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であるこ

とから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 1号機、2号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。
なお、1号機に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○敦賀発電所 浦底モニタリングポストのダストサンプラの不適切な試料採取
(緑、SLIV)【第4四半期】

モニタリングポストの施設内に設置されているダストサンプラが本来施設外部の空気を試料として放射線計測を行うべきところ、施設内部の空気を吸入していた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○敦賀発電所2号機 ボーリングコア柱状図データ書き換えの原因調査分析

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社美浜発電所 3 号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社美浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○美浜発電所 3 号機 不適切な保全による海水ポンプ自動停止（緑、S L IV）【第 1 四半期】

保全計画において、設置環境及び使用環境が適切に考慮されておらず、使用済燃料ピット等の熱除去に用いられる海水ポンプが自動停止した。

○美浜発電所 3 号機における管理区域入域時間の不適切な管理の多発（緑、S L IV）【第 4 四半期】

管理区域内の入域管理室において、作業員が警報付デジタル個人線量計の登録を行う管理ゲートを通らずに入域する事例が多発したにもかかわらず、適切な不適合管理がとられていなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○美浜発電所 3 号機の原子炉格納容器外の電気計装品等に係るインターフェイスシステム LOCA 時の耐環境評価について

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 2 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足して

いることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 1 号機、2 号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 1 号機、2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和元年 1 2 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 3 号機、4 号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 3 号機、4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○大飯発電所 3、4 号機 不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備
(緑、S L IV) 【第 4 四半期】

火災区画において、電線管と 1 時間の耐火能力を有する隔壁が施工されたケーブルトレイの間で耐火隔壁から露出したケーブルがあることを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 1号機、2号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○高浜発電所 A廃棄物庫における不適切な放射性廃棄物の収容による管理区域境界の線量率（目安値）超過（緑、SLIV）【第4四半期】

固体廃棄物貯蔵庫において、比較的高線量のドラム缶に適切な遮蔽措置等を行わなかったため、貯蔵庫外部の管理区域境界において管理基準以上の線量率が確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 3 号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○高浜発電所 3 号機 2 次側配管の異物管理対策不備による蒸気発生器伝熱管の損傷事象（緑、S L IV）【第 2 四半期】

第 2 4 回定期検査において、3 基ある蒸気発生器のうち 2 基から、外面からの減肉率が 2 0 % を超える伝熱管が計 2 本発見された。

○高浜発電所 3、4 号機 不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備（緑、S L IV）【第 4 四半期】

火災区画において、耐火隔壁を設置したケーブルトレイから露出したケーブルが確認された。

○高浜発電所 A 廃棄物庫における不適切な放射性廃棄物の収容による管理区域境界の線量率（目安値）超過（緑、S L IV）【第 4 四半期】

固体廃棄物貯蔵庫において、比較的高線量のドラム缶に適切な遮蔽措置等を行わなかったため、貯蔵庫外部の管理区域境界において管理基準以上の線量率が確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 3 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 4 号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○高浜発電所 4 号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象（緑、S L IV）【第 4 四半期】

第 2 3 回定期検査において、3 基ある蒸気発生器のうち 2 基から、外面からの減肉率が 2 0 % を越える伝熱管が計 4 本発見された。

○高浜発電所 3、4 号機 不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備（緑、S L IV）【第 4 四半期】

火災区画において、耐火隔壁を設置したケーブルトレイから露出したケーブルが確認された。

○高浜発電所 A 廃棄物庫における不適切な放射性廃棄物の収容による管理区域境界の線量率（目安値）超過（緑、S L IV）【第 4 四半期】

固体廃棄物貯蔵庫において、比較的高線量のドラム缶に適切な遮蔽措置等を行わなかったため、貯蔵庫外部の管理区域境界において管理基準以上の線量率が確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 3 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 2 9 年 4 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○島根原子力発電所 1号機 高放射線区域入域における従業員被ばく管理の不備
(緑、S L IV) 【第 3 四半期】

定期事業者検査において、事業者の検査担当者 2 名は入域許可が与えられている作業場所以外の高放射線区域に入域した。

【核物質防護関係】

○島根原子力発電所における情報管理に関する検査指摘事項 (緑、S L IV) 【第 2 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 2 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中国電力株式会社島根原子力発電所 2号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が中国電力株式会社島根原子力発電所 2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○島根原子力発電所 2号機 不適切な操作による残留熱除去系 B ポンプ自動停止
(緑、S L IV) 【第 2 四半期】

不適切な弁操作により、使用済燃料プールを冷却中だった残留熱除去ポンプが停止した。

【核物質防護関係】

○島根原子力発電所における情報管理に関する検査指摘事項 (緑、S L IV) 【第 2 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 2 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中国電力株式会社島根原子力発電所 3号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が中国電力株式会社島根原子力発電所 3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【核物質防護関係】

○島根原子力発電所における情報管理に関する検査指摘事項（緑、S L IV）【第 2 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

四国電力株式会社伊方発電所 1号機、2号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が四国電力株式会社伊方発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年6月に、2号機に対しては令和2年10月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【核物質防護関係】

○伊方発電所における物理的防護に関する検査指摘事項（緑、S L IV）【第4四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

四国電力株式会社伊方発電所 3 号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が四国電力株式会社伊方発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○伊方発電所 3 号機 海水管トレンチ室内における不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備（緑、S L IV）【第 2 四半期】

海水ポンプの制御ケーブルを収納しているケーブルトレイにむき出しの換気空調用のケーブルが入線していた。

○伊方発電所 3 号機 制御盤室内における感知器の不適切な箇所への設置による火災感知機能の信頼性低下（緑、S L IV）【第 2 四半期】

制御盤室内天井の自動火災感知器（熱感知）が換気口空気吹き出し部に近接して設置されていた。

【核物質防護関係】

○伊方発電所における物理的防護に関する検査指摘事項（緑、S L IV）【第 4 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 3 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社玄海原子力発電所 1号機、2号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年4月に、2号機に対しては令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社玄海原子力発電所 3号機、4号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○玄海原子力発電所3、4号機 海水管トレンチエリアのプルボックス内に設けられた煙感知器の設置方法の不備（緑、S L IV）【第4四半期】

海水ポンプの動力ケーブルを納めているプルボックス内において、火災感知のための煙感知器が適切な方法で設置されていなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社川内原子力発電所 1号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社川内原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社川内原子力発電所 2 号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社川内原子力発電所 2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○川内原子力発電所 2 号機 配線処理室内における不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備（緑、S L IV）【第 2 四半期】

安全停止系のケーブルを収納しているケーブルトレイにむき出しの安全系ケーブルが入線していた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

電源開発株式会社大間原子力発電所
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が電源開発株式会社大間原子力発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設は建設中である。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

なし

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原燃株式会社
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が日本原燃株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

再処理事業所 再処理施設

再処理事業所 廃棄物管理施設

濃縮・埋設事業所 加工施設

濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

再処理事業所 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設

公益財団法人核物質管理センター
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が公益財団法人核物質管理センターの別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

六ヶ所保障措置センター 核燃料物質使用施設
東海保障措置センター 核燃料物質使用施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設
大洗研究所 廃棄物管理施設
核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 廃棄物埋設施設
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設
大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）
大洗研究所（南地区） 高速実験炉（常陽）
大洗研究所（北地区） HTTR（高温工学試験研究炉）
原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-3
原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ※廃止措置中
原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）
大洗研究所（北地区） JMTR（材料試験炉）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-2 ※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-4 ※廃止措置中
大洗研究所（南地区） DCA（重水臨界実験装置） ※廃止措置中
新型転換炉原型炉ふげん ※廃止措置中
高速増殖原型炉もんじゅ ※廃止措置中
人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設
人形峠環境技術センター 加工施設 ※廃止措置中
青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設 ※廃止措置中

日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

三菱原子燃料株式会社の加工施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が三菱原子燃料株式会社の加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

ニュークリア・デベロップメント株式会社の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁がニュークリア・デベロップメント株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

株式会社日立製作所王禅寺センタのHTR
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が株式会社日立製作所王禅寺センタのHTRにおいて実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東芝エネルギーシステムズ株式会社
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東芝エネルギーシステムズ株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

TTR-1 ※廃止措置中

原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設

原子力技術研究所 NCA

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人立教学院の立教大学原子力研究所
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が学校法人立教学院の立教大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人近畿大学原子力研究所の U T R
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が学校法人近畿大学原子力研究所の U T R において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

KUCA

核燃料物質使用施設

KUR

原子燃料工業株式会社
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が原子燃料工業株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

東海事業所 加工施設
熊取事業所 加工施設

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設 令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁がリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、以下の指摘事項 1 件が確認された。

【核物質防護関係】

○リサイクル燃料備蓄センターにおける情報の管理（指摘事項（追加対応なし）、S L IV）【第 2 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「指摘事項（追加対応なし）、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

一般財団法人電力中央研究所
横須賀運営センター材料分析棟の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター材料分析棟の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

柴田陶器株式会社の核原料物質の使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が柴田陶器株式会社の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人東北大学金属材料研究所附属
量子エネルギー材料科学国際研究センターの核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

住友化学株式会社
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が住友化学株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

別記

千葉工場袖ヶ浦地区	核燃料物質使用施設
愛媛工場新居浜地区	核燃料物質使用施設

株式会社藤井製作所千葉工場の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が株式会社藤井製作所千葉工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センターの核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

有限会社ケイピーシーセラックスジャパンの核原料物質の使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が有限会社ケイピーシーセラックスジャパンの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三井化学株式会社大阪工場の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が三井化学株式会社大阪工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

山口耐火有限会社の核原料物質の使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が山口耐火有限会社の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

愛媛県原子力センターの核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が愛媛県原子力センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

コニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイトの核原料物質の使用施設
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁がコニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイトの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

ラジエ工業株式会社本社工場の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁がラジエ工業株式会社本社工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社 U A C J 名古屋製造所の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が株式会社 U A C J 名古屋製造所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三津和化学薬品株式会社の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が三津和化学薬品株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンターの核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

学校法人近畿大学原子力研究所の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が学校法人近畿大学原子力研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

キシダ化学株式会社三田事業所の核燃料物質使用施設 令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁がキシダ化学株式会社三田事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

ない。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

九州電力株式会社玄海原子力発電所の核燃料物質使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

美濃顔料化学株式会社の核原料物質の使用施設
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が美濃顔料化学株式会社の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

令和3年度 日常検査 検査計画(発電炉) ※1 ※4

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜	泊	東通	女川	柏崎	福島第二	東海	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1,2号:運転	1号:廃止A 2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:長停	1~3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1~7号:長停	1~4号:廃審	1号:廃止B 2号:長停	1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	10	12	7	12	12	3	3	1	3	7	4	2	5	2	2	3		
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	2	3	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
3	BM0060	保全の有効性評価	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	BM0100	設計管理	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
6	BO0010	サーベイランス試験	18	22	17	22	22	5	5	3	5	8	6	3	5	4	4	5		
7	BO1020	設備の系統構成	18	22	18	22	22	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5		
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	20	24	19	24	24	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
11	BO1070	運転員能力	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
12	BE0010	自然災害防護	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
13	BE0020	火災防護	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
14	BE0030	内部溢水防護	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	BE0090	地震防護	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
19	BE0100	津波防護	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		
合計			145	162	139	162	162	51	51	43	51	67	56	46	55	47	47	51	0	0

【凡例】

- (1)「運転」: 新規基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料有り。
検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料無し。
- (5)「廃審」: 廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7)「建設A」: 建設段階にあつて新燃料未搬入。

- ※1 令和2年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。
- ※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。
- ※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、
規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。
- ※4 核物質防護関係の検査の内容とサンプル数については、別途調整して指示する。

令和3年度検査計画（チーム検査）

令和3年度 チーム検査 検査計画

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和3年度				令和4年度		備考
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
1	BM0010	使用前事業者検査 に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
2	BM1050	供用期間中検査 に対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
3	BM0100	設計管理	大飯	伊方	志賀 敦賀 JAEA再処理	浜岡 島根	東通 美浜	泊 東海第二	
4	BO1050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
5	BO1070	運転員能力	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
6	BE0021	火災防護(3年)	高浜			大飯			
7	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
8	BE0080	重大事故等対応訓練の シナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
9	BR0020	放射線被ばく評価及び 個人モニタリング	女川 原電東海 伊方 原燃再処理	泊 大飯 高浜	美浜 島根	東通 志賀	原電東海 川内	福島第二 柏崎刈羽 玄海 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
10	BR0030	放射線被ばく ALARA活動	女川 原電東海 伊方 原燃再処理	泊 大飯 高浜	美浜 島根	東通 志賀	原電東海 川内	福島第二 柏崎刈羽 玄海 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
11	BR0040	空气中放射性物質の 管理と低減	女川 原電東海 原燃再処理	泊	美浜 島根	東通 志賀	原電東海 高浜	福島第二 柏崎刈羽 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
12	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の 管理	原電東海 原燃再処理	泊 柏崎刈羽	島根	東通 志賀	高浜	福島第二 美浜 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
13	BR0080	放射線環境監視 プログラム	原電東海 原燃再処理	泊 柏崎刈羽	島根 玄海 川内	志賀 東通	伊方	美浜 福島第二 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
14	BR0090	放射線モニタリング 設備	原電東海 原燃再処理	泊 柏崎刈羽	島根 玄海 川内	志賀 東通	伊方	美浜 福島第二 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
15	BQ0010	品質マネジメント システムの運用	大飯 伊方	女川 玄海 原燃再処理	泊 川内	高浜 美浜 JAEA再処理	大飯 福島第二	伊方 玄海 川内	
16		核物質防護	泊 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋 設 福島第二 東海第二 JAEA再処理 柏崎刈羽 志賀 大飯 美浜 ふげん 浜岡 島根 伊方 玄海 川内 核管センター 東海 核管センター 六ヶ所 東芝	泊 東北東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋 設 大間 RFS 女川 東海第二 三菱原子燃 料 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 もんじゅ 島根 伊方 原燃工熊取 人形峠 東京大学 大洗北 大洗南 NFD	泊 原燃濃縮・埋 設 大間 RFS 女川 東海第二 三菱原子燃 料 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 もんじゅ 島根 伊方 原燃工熊取 人形峠 東京大学 大洗北 大洗南 NFD	東北東通 女川 福島第二 大洗廃棄 柏崎刈羽 浜岡			

④令和3年度検査計画（政令第41条非該当施設等）

令和3年度原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等に対する原子力規制検査計画

番号	所在地	事業所 名称	許可・届出の内容			立入検査 (使用状況調査) 年度	実施時期 (注1)	許可(核燃料) 届出(核原料) 年月日
			使用	貯蔵	廃棄			
1 ^{※1}	青森	青森県原子力センター青森市駐在	○	○	○	平成16年度	第4四半期	H02.02.08
2	青森	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター	○	○	○	—	第3四半期	H08.02.20
3	青森	日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所	○	○	○	—	第2四半期	H10.10.27
4	秋田	国立大学法人秋田大学国際資源学研究所附属鉱業博物館(核原料)	○	○	—	—	第3四半期	H19.04.02
5 ^{※1}	福島	福島県環境創造センター福島支所	○	○	○	—	第1四半期	H07.05.16
6 ^{※1}	茨城	JX金属株式会社磯原工場	—	—	○	平成27年度	第1四半期	H15.10.01
7	茨城	原子燃料工業株式会社東海事業所	○	○	○	—	第2四半期	H28.08.18
8	茨城	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	○	○	○	—	第3四半期	H28.12.09
9	埼玉	防衛省航空自衛隊第3補給処	—	○	—	—	第2四半期	H25.12.10
10	東京	株式会社日本箱産業(核原料)	○	○	—	—	第2四半期	R01.06.13
11	神奈川	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	○	○	○	—	第3四半期	H04.10.29
12	新潟	日本中央競馬会新潟競馬場(核原料)	—	○	—	—	第2四半期	H28.12.21
13	新潟	水信辰徳(核原料)	○	○	—	—	第3四半期	R01.12.19
14	石川	北陸電力株式会社志賀原子力発電所	○	○	○	平成22年度	第1四半期	H03.03.18
15	山梨	株式会社日本トロン開発協会山梨営業所(核原料)	—	○	—	—	第3四半期	H28.07.19
16	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山(核原料)	—	○	—	—	第1四半期	H01.09.08
17	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センター(核原料)	—	○	—	—	第1四半期	H03.02.15
18	岐阜	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	—	○	—	—	第4四半期	H22.09.03
19	岐阜	大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所	○	○	—	—	第3四半期	H25.07.17
20 ^{※1}	岐阜	有限会社イーファーム(核原料)	○	○	—	—	第4四半期	H15.09.01
21	京都	国立大学法人京都大学工学部放射実験室	○	○	○	平成28年度	第1四半期	S38.03.22
22	大阪	原子燃料工業株式会社熊取事業所	—	○	○	—	第2四半期	S47.08.25
23	大阪	文部科学省タイムカプセル埋蔵地	○	—	—	—	第1四半期	S46.09.11
24	奈良	国立大学法人奈良女子大学アイソトープ総合実験室	—	○	—	—	第3四半期	H29.12.14
25	岡山	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(核原料)	○	○	○	—	第2四半期	S52.08.29
26 ^{※1}	山口	帝人株式会社岩国開発センター	—	○	—	平成30年度	第1四半期	H15.03.28
27	愛媛	独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校	—	○	—	—	第4四半期	H25.04.24
28	福岡	三井金属鉱業株式会社三池事務所	—	○	—	—	第2四半期	H31.01.18
29	宮崎	旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所	—	—	○	平成27年度	第1四半期	S56.01.21

(注1)実施時期については、日程調整の結果、別の四半期に実施する場合があります。

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点および緊急事態宣言の発令を受けて、令和2年度から検査実施を延期したものの。

(原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等の総数は208(令和3年4月時点))

番 号
令和〇年〇月〇日

別記宛て（各通）

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について（案）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評価について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
四国電力株式会社
中国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社
日本原燃株式会社
公益財団法人核物質管理センター
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
日本核燃料開発株式会社
三菱原子燃料株式会社
ニュークリア・デベロップメント株式会社
国立大学法人東京大学
学校法人五島育英会
株式会社日立製作所
東芝エネルギーシステムズ株式会社
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
学校法人立教学院
学校法人近畿大学
国立大学法人京都大学
原子燃料工業株式会社
リサイクル燃料貯蔵株式会社
一般財団法人電力中央研究所
柴田陶器株式会社
国立大学法人東北大学
住友化学株式会社
株式会社藤井製作所
島根県
有限会社ケイピィシーセラックスジャパン
三井化学株式会社
山口耐火有限会社
愛媛県
コニカミノルタ株式会社

ラジエ工業株式会社

株式会社UACJ

三津和化学薬品株式会社

東亜ディーケーケー株式会社

キシダ化学株式会社

株式会社松本正夫商店

美濃顔料化学株式会社